

○経済産業省告示第百七十二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月二十一日から施行する。

平成二十六年八月二十一日

経済産業大臣 茂木 敏充

第一号に次のように加える。

- ヨ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関する者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関する者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）

新旧対照表

○外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払</p> <p>イゝカ（略）</p> <p>ヨ 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）</p> <p>二・三（略）</p> | <p>一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払</p> <p>イゝカ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二・三（略）</p> |